

ラックスイミングクラブ 会員規約

第1条(名称)

本クラブは、「ラックスイミングクラブ湖南」と称します。

第2条(所在地)

本クラブは、滋賀県野洲市野洲 1450 に置きます。

第3条(運営管理)

本クラブの施設は、株式会社ラックが所有し、かつ本クラブの運営管理にあたります。

第4条(目的)

本クラブは、本施設のうち2階プールエリアを主として利用し、会員及び本クラブを利用する方自身の泳法習得と健康増進に努めると共に、健全かつ明朗な親睦を図ることを目的とします。

第5条(会員資格)

本クラブに入会できる方は、本クラブの趣旨に賛同される方で、クラブ運営委員会承認された方を会員とします。

会員区分は、乳児・乳幼児・幼児・学童のみとし、16歳未満を対象とします。

但し、本クラブの会員種別において「親子ベビークラス」では、その会員の保護者も会員としてみなすものとします。

第6条(運営委員会)

本クラブのチーフ・ヘッドコーチ及び運営会社役員で構成します。

第7条(休館・休業)

本クラブは、毎週木曜日を休館日とします。その他、補修工事ややむを得ない事由が発生した場合、臨時休業することがあります。

第8条(施設の利用制限)

悪天候・天変地異により、営業が困難と判断した場合、臨時休業することがあります。これらの事由により臨時休業した場合は、その救済措置として振替授業を実施します。但し、各クラスの定員の都合により、希望日に添えない場合があります。

第9条(入会方法)

ラック栗東に入会を希望される方は、別に定める入会申込書に必要事項を記入し、入会金、月会費等を添えて申し込みます。また、規約、利用上の注意に同意し、誓約書に記名し提出しなければなりません。

第10条(入会金)

入会金は、本クラブ入会時に納入するものとします。尚、入会金は本クラブの資格を失うまで有効とします。但し、退会並びに除名処分を受けた場合には返金しません。

第11条(年会費)

本クラブに在籍を続けるには年会費が必要です。本クラブ入会時に支払うものとします。年会費の有効期限は入会年の入会月から一年間とします。また、年会費の金額、支払期日、支払方法は本クラブがこれを定めます。年会費は本クラブを利用しない場合でも、毎年納入(前納)しなければなりません。年会費有効期間中に退会する場合、年会費の全額または月割返金には応じません。

第12条(月会費)

本クラブの月会費は前納制とします。また、月会費の金額、支払期日、支払方法は本クラブがこれを定めます。月会費は本クラブを利用しない場合でも、毎月納入しなければなりません。尚、退会する場合及び月会費を滞納(3か月)し、運営委員会にて処分された場合、本クラブ会員証(カード)を必ず本クラブに返却しなければなりません。

第13条(返金)

一旦納入された入会金・年会費・月会費・登録諸費用は返金できません。

第14条(休会)

休会希望者は、月会費に換えて別に定める休会費を納めることで、会員権並びに各コースを確保することができます。

第15条(除名等)

本クラブ入会時に虚偽の申告、本クラブの規約に違反する会員、会員として相応しくない行為のある会員、月会費等の滞納者、本スタッフ並びに指導コーチの指示に従わない会員に対しては、運営委員会において協議の上、除名することができます。除名対象者への入会金、年会費、月会費、登録諸費用の返金には一切応じません。

第16条(除名対象)

- 1) 本規約及び本クラブの定める規約並びに利用上の規約に違反した場合。
- 2) 本クラブの施設を故意に棄損した場合。
- 3) 月会費その他の支払いを3ヵ月以上滞納した場合。
- 4) 本クラブまたは会社の名誉を傷つけ、秩序を乱した場合。
- 5) 本クラブスタッフの指示に従わず、危険な行為や迷惑な行為

をした場合。

第17条(会員資格の失効)

- 1) 会員(保護者)からの申し出に基づく退会(退会に伴う手続きは退会される月の10日までにフロントにて会員が退会届を提出した場合)。尚、10日が定休日等で休館の場合は、前日までとします。
- 2) 会員資格を譲渡した場合。
- 3) 除名処分を受けた場合。
- 4) 死亡した場合。

第18条(会員厳守事項)

本クラブの会員は、次の事項を厳守しなければなりません。

- 1) 本クラブ内では、すべてコーチ及び運営スタッフの指示に従うこと。
- 2) 本クラブの秩序を守り、他の会員、利用者に迷惑をかけないように努めること。
- 3) 会員相互で協力しあい、明朗快活なスポーツマンとなるよう心がけること。
- 4) 本クラブ内に貴重品、多額の金銭、ゲーム機器等を持ち込まないこと。また、本クラブ内に備えてある備品以外のトレーニング機器を持ち込まないこと。
- 5) 本クラブ施設内では携帯電話を使用しないこと。

第19条(会員資格の譲渡)

本クラブの会員は、会員資格の譲渡はできません。

第20条(管理責任)

本クラブ内で発生した事故・盗難については一切責任を負わないものとし、これについて一切の異議申し立てをすることはできません。但し、本クラブにおいて、本クラブの責任と認められる事故については、本クラブの加入する保険内で補償するものとし、それ以上の責任と補償は負わないものとします。

第21条(入会できない人)

暴力団(関係者を含む)、刺青(タトゥーを含む)、ネイルアート、極度な毛染めをされている方、てんかん等水泳に不適格とされる疾患を有する方、コーチ及び本クラブ運営者の指示に従えない精神疾患を有する方など、本クラブに相応しくないとと思われる方は本クラブに入会できません。

第22条(改定)

本規約の改定・変更は運営委員会の定めるところによるものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとします。

第23条(退会)

退会される場合は、当月の10日の本クラブの営業時間内に本人(保護者)が所定の退会届に必要な事項を記入の上、署名し、会員証(カード)と共にフロントに提出しなければなりません。尚、事務手続き締切日以降の退会手続は翌月の退会とします。

第24条(会員証)

本クラブ会員証を紛失、全部または一部を毀損し電子的機能を喪失した場合、フロントで提示だけでは入館、利用することはできません。その場合、会員証の再発行手続きを行うこととします。(会員証再発行には所定の手数料が必要)

第25条(バス運行)

天候、交通事情等により、予告なく遅延もしくは運休することがあります。本クラブの責任と認められる事故については、本クラブの加入する保険内で補償するものとし、それ以上の責任と補償は負わないものとします。スクールバスの利用者は、必ず運転者の指示に従い、下記事項を厳守しなければなりません。また、運転者の指示に従わない場合、バス登録を抹消することができます。

- 1) 社内では騒いだり他の利用者に迷惑がかからないようにすること。また、車内での飲食は禁止。
- 2) 搭乗後はシートベルトを必ず着用すること。運転者がシートベルト着用を促しても着用しない場合は、道路交通法違反として以後の利用を拒否することができます。その場合のバス登録料、月会費等の返金には応じません。
- 3) 往路あるいは復路とも利用しない場合は、その旨をその都度事前に本クラブに連絡すること。

第26条(発行)

この規約は令和4年5月に効力を生じます。